



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 福 田 祐 一
(コード番号：7212 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 豊 田 正 雄
(TEL 0480-85-5211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 26 条（社外取締役の責任限定）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 19 日（金）（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 19 日（金）（予定） |

以 上

[別紙]

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第26条～第32条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算 第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役の責任限定) 第26条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任限定) 第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)</p>

以上